

## 川崎市消費生活緊急特別相談業務実施要綱

(趣旨)

第1条 消費者被害の一時的な多発により、急増する消費生活相談（以下「相談」という。）を適切かつ迅速に処理するため、臨時的・短期的に実施する消費生活相談の業務（以下「緊急特別相談業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施)

第2条 緊急特別相談業務は、次の各号に該当する場合に実施するものとする。

- (1) 企業の倒産等に伴い、消費生活相談が急増するおそれがあるとき。
- (2) その他、消費生活相談が多発するおそれがあると消費者行政センター室長（以下「室長」という。）が認めたとき。

(緊急特別相談員)

第3条 緊急特別相談業務を行う消費生活緊急特別相談員（以下「緊急特別相談員」という。）は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 消費生活相談員資格試験有資格者、独立行政法人国民生活センター認定の消費生活専門相談員有資格者、一般財団法人日本産業協会認定の消費生活アドバイザー有資格者、独立行政法人国民生活センター実施の消費生活相談員養成講座修了者、一般財団法人日本消費者協会実施の消費生活コンサルタント養成講座修了者、若しくはこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者のいずれかであること。
- (2) 職務遂行のための必要かつ十分な知識と経験を有していること。

2 室長はあらかじめ緊急特別相談員を選出し、本人の了解を得ておかなければならない。

(緊急特別相談員の遵守すべき事項)

第4条 緊急特別相談員は、川崎市消費者行政センター消費生活相談業務要領を遵守し、室長の指示に従い、業務を適切に遂行しなければならない。

2 緊急特別相談員は、職務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第5条 緊急特別相談員への謝礼は、本市の行う消費生活相談業務における相談員の報酬等を参考に、市が予算の範囲内で負担するものとする。

(資格義務譲渡等の禁止)

第6条 緊急特別相談員は、その資格を第三者に譲渡し、又は継承させることはできない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。